

第 2 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 6 年 2 月 2 7 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和6年2月27日岩沼市役所6階研修室A・Bにおいて、下記案件を審議するため、
第2回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議事録署名委員の指名
- 日程第3 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第4 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 日程第5 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 日程第6 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第7 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第8 岩沼農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第9 農用地利用集積計画について
- 日程第10 令和6年度岩沼市標準農作業料金について

1、出席委員

1 番 木皿 清 2 番 渡邊 等 4 番 大友 信由 5 番 川村 雄治
6 番 長田 幸浩 7 番 小田原 智 8 番 菅原 龍也 9 番 鎌田 正治
10 番 三品 英樹 11 番 長田 茂 12 番 渡邊 朗子 13 番 菅井 武雄
14 番 宮部 淳子

2、欠席委員

3 番 佐野 智幸

3、農地利用最適化推進委員

15 番 猪股 政一 16 番 猪股 義広 17 番 齋 明美 18 番 佐藤 邦夫
19 番 鈴木 陽 20 番 田村 祐喜 21 番 渡邊 政夫

4、事務局職員

事務局長 渡辺 多恵子 係長 橘川 麻美 主事 佐々木 常行

1、同日午後1時40分開会

- 議 長 　　ただいまから、第2回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は13名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
- 議 長 　　日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。賛成の方は挙手願います。
(挙手多数)
- 議 長 　　挙手多数であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
- 議 長 　　日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、4番大友信由委員、5番川村雄治委員を指名いたします。よろしく願います。
- 議 長 　　日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
- 渡辺事務局長 　　議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、4件受理いたしております。内容につきましては、いずれも相続による所有権の移転でございます。なお、これら届出の受理は、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
- 議 長 　　ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
(「なし」の声)
- 議 長 　　ないようですので、報告第1号を終了いたします。
- 議 長 　　日程第4、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を議題といたします。事務局から報告願います。
- 渡辺事務局長 　　議案書の2頁から5頁をご覧ください。報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、9件受理いたしております。転用目的および権利関係につきましては、いずれも、一般個人住宅を想定した宅地造成で、仙台市に事業所を置く法人への所有権移転でございます。これらは、市街化区域内の農地に係る転用ですので、農業委員会へ届出を行うことにより、農地以外の用途に転用することが認められているものです。市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でござ

います。

議 長 　　ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。

木 皿 委 員 　　この農地は、全て繋がっている農地なのですか。一画の中に全部収まっている農地なのですか。

議 長 　　事務局お願いします。

橘 川 係 長 　　木皿委員の言うとおりに、一画の中に繋がっている農地になっております。

議 長 　　木皿委員、よろしいですか。

木 皿 委 員 　　はい。

議 長 　　それでは、報告第2号を終了いたします。

議 長 　　日程第5、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。事務局から報告願います。

渡 辺 事 務 局 長 　　議案書の6頁から10頁をご覧ください。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、10件受理いたしました。内、8件は、中間管理機構を挟んでの案件でしたので、所有者・耕作者の組み合わせでは実質、6件となっております。いずれも双方の合意による解約で、当該解約通知の受理につきましては、岩沼市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。なお、ほ場整備の区域内となっておりますが、権利設定時の記録を基に従前地の地番で表記しております。以上でございます。

議 長 　　ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。

議 長 　　（「なし」の声）

議 長 　　ないようですので、報告第3号を終了いたします。

議 長 　　日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。初めに、事務局から概要について説明願います。

渡 辺 事 務 局 長 　　議案書は、11頁となります。農地法第3条では、農地を耕作する権利を、設定したり移転したりする際の要件について定めています。権利を取得しようとする者は、権利を持つ農地について①全て効率的に利用すること②必要な農作業に常時従事すること③周辺の農地利用に支障がないこと、以上の要件をすべて満たす必要があるというものです。以前は、下限面積に関する要件がありましたが、令和5年4月より廃止となっております。

議 長 　　つづいて、担当委員から説明願います。

鎌田推進委員

議案書の11頁、位置図は1頁から2頁をご覧ください。内容について説明します。内容は、親子間の使用貸借ということで申し出がありました。2月16日に担任委員会がありまして、当日は譲受人の●●さんが来られました。農業委員会の方では事務局の橘川係長、菅井委員、三品推進委員、私鎌田が同席しております。本人から、場所の説明と今後の耕作について説明がありました。まず地図を見てください。北長谷のグリーンピア岩沼の入り口の近くなのですが、丸の点線で書かれている場所になります。隣は自宅になっており、若干高いところにあるらしいのですが、この場所になります。現在は、畑といってもここだけを5本ぐらい植えているだけらしいです。写真のとおりです。今後、息子さんに確認しましたら、ここをさらに増やして、尚且つさつま芋を植えたいと言われていました。場所も畑のまま、今後、息子さんの方で耕していくと本人から言われていますので、特に問題はないと考えています。審議のほど、宜しくお願い致します。

議

長

ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。

議

長

つづきまして、番号2番をお願いします。

菅井委員

員

はい。当日、先ほど鎌田推進委員からありましたようなメンバーで、立会を致しました。内容は、無償での所有権移転になります。細長い形の農地で、無償で移転するということなのですが、その辺について申請人に確認したところ、元々前の畑には、稲を作っていたということで、細長いのが土手だったということです。それも含めて昔に買ったつもりだったらしいのですが、登記されていないということから、今回無償で移転されるということで、話し合いで決まったということです。この件についてはこれで特には問題がないのですが、他のことで意見がありまして、この方が所有している土地が管理されていないという、他からの意見がありまして、それについて、今後どうするのかということ色々聞きました。この方は、そこで野菜を作りたいということなのですが、隣が田んぼであることから、水の浸透があつて作れない。草もなかなか刈れないと仰っています。将来的にはどうしたいのかということですが、田んぼにする気はないということなので、その辺は昔からの色々とわだかまりとか何かがあるような気がいたしまして、しばらく長時間にわたって、いろんな話をしました。その中で色々意見いただいたのですが、とりあえず、責任をもってその土地は管理してほしいと念押しをしまして、確約してほしいということで了解を頂きました。そういう経緯もありまして、かなり時間を要しましたが、多少ガスは抜けたんじゃないかと思えます。この件に関して、隣

接者、近所の委員の方、何かご意見はありますでしょうか。

木 皿 委 員

今の問題の土地の隣を、私たちが耕作しているんですよ。それで、草刈りもそうですし、以前大雨で、稲かぶとかそんな物がいっぱい流れてきた時も、それも全然片付けなくて、所有者の●●さんという方をお願いしたんですけど、やるようなことを言っていたんですが全然やってくれないんですよ。だから今回も、やると言っても、多分やらないんじゃないかと私は思うんです。そうなった場合、農業委員会ではどういう形で対処すればいいのか、その辺をお聞きしたいと思うんですけど。その辺、事務局ではどうなんでしょうか。

渡 辺 事 務 局 長

はい。こちらの現地調査には私も同行したのですが、直近で手入れが行き届いていなかった件については、直前まで体調を崩して入院していたという話を伺っています。体調が良くなって、もう少し落ち着いたらということと、周辺が水田で水はけが悪い話も聞いたので、周りの水田の状況によって手入れはしますと、同行した農業委員さん達にお約束しましたので、タイミングが悪いこととか過去のこととかもあるのかなと思いますが、引き続き、その部分を気にして、あまりにも動かないときには農業委員さんの方からお声がけいただくしかないのかなと思います。本来よそから新しい農地を取得するためであれば、認められない案件なのかもしれないんですけども、今回の事例につきましては、売り手受け手の親の代に係わったもので、手続きが漏れただけということだったようですので、今回しないところの土地がうやむやになってしまう恐れもあるのかなと事務局でも思っています。安易に認めていい案件ではないのですが、たまたま体調が悪かった件ですとか、特殊な事情があるのかなというふうに見ております。いつまでも草刈りに行かないときは、お近くの委員さんからお声がけをお願いしたいと思います。

議 長

事務局から説明がありましたけれども、木皿委員、どうでしょうか。

木 皿 委 員

今、近くの農業委員さんから声かけてくださいと話なんですけど、今までも散々私の方だけでなく、前の八巻委員さんとか、その他の人達からも、だいぶ口酸っぱく言われているはずなんですけども、全然対応する気なかったんですよ。だから、これをこのままにして良いものかどうか、その辺で事務局の考えがちょっと生温いんじゃないかと思われるんですけど、その辺をどうしたら良いか、お願いしたいと思います。

菅 井 委 員

確かに体調が悪いということで、その辺の確認をしまして、本当にどうするのという話になったのですが、将来的には中間機構に出しても良いということも言うておりましたので、体がかなり弱っているということから、今後そういうことも考えているという本人の話もありました。とにかく、

周りからそんな話が出るから、管理だけはちゃんとして貰わないと駄目ですよと念押しをしておりますので、信用するしかないと思ひまして、今回この件について判断いたしました。この事について、皆さんにもその辺検討の上、宜しくお願ひしたいと思ひます。

議長 長 というような意見が色々出ていますけども、誰かに管理を頼んだりという事はできないんでしょうか。もし自分たちができないのであれば、誰かに頼んでやってもらうということは、できないのでしょうか。事務局お願ひします。

渡辺事務局長 はい。そういった件につきましても、いま菅井職務代理の方からお話あったとおり、将来的にどうしても自分でできない時には、中間管理機構に申し込みをするということでしたので、そういうことが頼むことができるということは当事者の方も分かっていると認識しております。今は、本人が自分でしたいというふうに伺っております。

議長 長 あくまでも、自分で頑張ってみてみたいというような気持があるということなんですけども、この件について、皆さんどのようにお考えですか。

鎌田推進委員 当日、私も現地の立ち会い、確認に行きました。いま問題になっているのは、申請地ではなくて違う場所の田んぼが荒れているという話は聞きました。本人の話なんですけど、当日は私が全然発言できないくらい事情をいっぱいお話しされました。そういう方なので、たぶん木皿委員が言うとおりのままになるんじゃないかなと恐れはあります。したがって、私の勝手な意見なんですけど、今回は申請を許可しないで、少し期間を延長してもらったらどうなんでしょうか。例えば、5月まで、5月に判断しますなど。

渡邊委員 これは、贈与分の許可申請ですよ。

渡辺事務局長 そうです。

渡邊委員 ということは、贈与しないという事になると、これは誰の土地ということになりますよね。

渡辺事務局長 今回、許可をしないということになりますと、議案書に書いてあります譲渡人の欄に名前のある方、その方の所有ということで、権利が動かないという事になります。

渡邊委員 ということは、●●さんが管理するのが筋ですよ。

渡辺事務局長 さようでございます。

渡邊委員 土地の所有者を、まずはっきりさせないと。今回、この●●さんが贈与を受けると、その前は加藤さんの土地ではないということの良いのですか。ということは、管理者がいないということですよ。この土地に関して。

菅井委員 この申請されたものに関しては、問題ないですよ。この部分に関して

は。今現在、畑同様に使われています。ところが、それに付帯する所有している別な案件がありますね。そこで色々苦情の山があると。ですから、こことそっちを分ける必要があると思います。

渡 邊 委 員 であれば、別に贈与する分には問題ないですよ。

菅 井 委 員 ですから、ここの他にもう1件あって、その部分で周りとの軋轢があるということなんです。ですから、それは先ほど言ったように今後、様子を見て指導をしていく形になるかと思うのですが、この件はこの件で決めないと、いつまで経ってもぐずぐずになってしまう。というのが一つあります。

議 長 その他にご意見、ご質問はありませんか。ございませんか。

渡 辺 事 務 局 長 2番の件につきまして、許可をして頂けるか頂けないかというところなんですけども、先程一番最初に私が申しあげました3条の許可をされるための要件のうち、一番最初に申しあげました①全て効率的に利用することに該当していないということで、木皿委員からは許可できないんじゃないかというお話をいただいたかと思うのですが、ただ、先程申しあげましたご自宅の前のこの土地、今後厳密に言いますと、今回許可ができないと、管理者という意味でも問題がございます。ただ、農地法の要件を満たさないということですので、今話題になっている手入れが行き届かなかった部分、そのところの手入れが終わりましたということで確認できたら、許可証をお渡しするというような形ではいかがでしょうか。

議 長 事務局の提案がありました、そのような方向でいかがでしょうか。

(「はい」の声)

議 長 それでは、他に意見がなければ、条件付きで許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。つづきまして、番号3番をお願いします。

三 品 推 進 委 員 当日は、菅井委員、鎌田推進委員、事務局で立ち合いました。譲渡人の方から耕作が不便なので手放して売りたいということで、話がありました。位置図は5頁、6頁のところ、下野郷エリアで東部道路の岩沼インターの4枚北あたりのところに約2反分ありまして、その場所になります。譲受人の方は、これまでも機械も一通り全部揃っておりまして、これまで我が家の所有地の田畑もしっかり耕作していますので問題はないかと思いますが、審議の方お願い致します。

議 長 ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。ございませんか。

(「なし」の声)

議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について、申請のとおり、許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請のとおり、許可することに決しました。
議	長	日程第7、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。はじめに、事務局から概要を説明願います。
渡辺事務局長		農地法第5条では、土地の権利移転や設定を伴って、農地を農地以外の用途に転用する場合には、許可を得なければならないことについて規定されています。市街化調整区域における農地転用には、県の許可が必要ですが、市農業委員会としては、現地調査を行い、許可基準に照らして、許可相当であるかの意見を添えて、県に進達する必要があります。概要は以上でございます。
議	長	つづいて、担当委員から説明願います。
謙田推進委員		内容について説明します。今回の転用目的は所有権移転で、●●●の従業員並びに駐車場として利用したいということで申し出がありました。現地の調査を行いました。当日は、代理人の行政書士の方が出迎えてもらいました。位置図は7頁と8頁ですね。そこをご覧ください。特に7頁の上の方に●●●が書いていますが、その従業員の側の駐車場にしたいということで、300m近く離れているらしいのですが、この場所を買いたいと。現地を確認しましたら、畑で何も耕していません。特に大きなもの、資材等を置いているわけじゃないので、平らな場所でした。何も問題はなさそうなのですが、一応行政書士の方に確認したところ、境界にフェンスを建てたいと。ただ、駐車場ですが舗装はしません。ということでした。ですから、水が流れてくるということはあまり考えられないと思います。特に問題はないかなと思っています。皆様、審議のほどお願い致します。
議	長	この件につきましては、前から何回か出ています。ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。
渡邊委員		この件は前から何回か審議しているものなのですか。
議	長	そうです。3回目ぐらいです。
渡辺事務局長		はい。今回の案件につきましては、元々、農振農用地だったところなので、転用する前に農用地から除外する手続きが必要でした。その為に、8

月と9月、2か月にわたって審議をしております。除外の手続きが終わりましたので、今回転用手続きということになります。

渡邊委員 場所は同じところですか。

渡辺事務局長 はい。

議長 よろしいですか。もう一度、お諮りいたします。質疑、ご意見他ございませんか。

(なし)

議長 ないようですので、お諮りいたします。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、申請のとおり、承認相当として県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。よって、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、申請のとおり、承認相当として県に進達することに決しました。

議長 日程第8、議案第3号、岩沼農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。それでは、事務局から説明願います。

渡辺事務局長 議案書の13頁から14頁をご覧ください。岩沼市長より、岩沼農業振興地域整備計画の変更が示されたので、農業委員会の意見を求めるものでございます。具体的には、新幹線トンネルの耐震大規模改修工事を行うため、志賀地区の新幹線高架橋に隣接した農地を保守用基地及び駐車場その他として整備しようとするものです。通常の転用は認められない農用地ですが、農地法施行規則第37条で規定されている「公益性が高いと認められる事業」に該当するため許可される可能性はありますが、農用地区分から除外しなければ転用許可申請の手続きを始めることができないため、転用申請を前提として、農振農用地からの除外を行おうとするものです。

議長 つづいて、担当委員から説明願います。

菅井委員 説明いたします。議案書は13頁と14頁になります。位置図の拡大図は10頁になります。該当地の候補地は、22,394㎡と非常に広大であります。しかも、管理が行き届いていまして、きれいに植わった状態です。地図で見たいのですが、この新大日周辺というところの下の方は、はかたトンネルのところになります。上の方はトンネルをぬけて、塩手まで行きます。ちょうど作業の中間点ということで、作業効率のためには良い位置であるということから、ここを先ほど事務局から説明があったように工事の基地をここに設置したいということで、今回はその為の前段としまして農振を外すということの申請がきております。これは長期にわたる工

事ということで、今から 17 年くらいかかるということで、だいぶ長い間、ここは農地から外れることになるということでもあります。今のところは、先程事務局からありましたように、公共性の非常に高い新幹線ということですから、協力していかなくてはいけないのではないかとこの案件であります。そういうこともありますので、特に具体的な条件その他についてないのですが、とりあえず、前段の農振は解除するということですので、皆さん、ご審議のほどお願いしたいと思います。

議長 ただいまの担当委員からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等のある方は、挙手願います。

渡邊委員 工事が完了した後は、どうなるのですか。

菅井委員 戻すのですが、2041 年までかかるんですよ。だから具体策はまだ提示されておられません。

議長 渡邊委員、よろしいでしょうか。

渡邊委員 はい。

議長 そのほかご意見、ご質問ありますか。

木皿委員 けっこう大きい面積ですが、これについて所有者の人達から反対とかないのですか。

菅井委員 法人が一手に借りているところなんです。地元と話をしたのですが、いろいろなものについては農事組合法人が一切切を管理している地番であるということから、窓口は法人ということで進めているようです。

渡辺事務局長 はい。先ほど、転用できない場所ですが転用の許可がおりる可能性がありますという話をしました。その中で、公益性が高いと認められる事業という言葉を使いましたが、それは、新幹線はみんなが乗るから、何となく公益性が高いというものではなく、農地法の施行規則の中に、土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業。本来は転用できない場所ですが、許可できる例外として挙げられています。土地収用法の事業になりますと、強制的にその使用なり買収なりがされるところになりますが、この規則の中では、必ずしも土地収用法に基づく正式な手続きではなくても、その中に列挙されている事業であれば転用が許可される可能性があるということで、手続きが進められるということになっております。その中では、鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で、一般の需要に応ずるものの用に供する施設というものが、認められるものの例として挙げられております。

議長 ただ今事務局から、詳しくまた説明がありましたけれども、それに関して質疑、ご意見ありますか。

長田（幸浩）委員 別の視点で、農事組合法人が経営目標達成のための耕地というのは必ず

必要で、そのために、経営を妨げられることと考えられるのですが、その点、常に所有面積でもって補助事業などしていると思うのですが、その辺の兼ね合いとかも今後見ておくべきだと思います。意見です。

議 長 それに対して事務局ありますか。

渡辺事務局長 はい。公益性の件につきまして、いま強く話しましたが、農業委員会としては農地を守る立場、農家さんを守る立場ですので、●●の方には十分な説明と話し合いを行ったうえで進めるように、何度も打ち合わせはしているのですが、その度に念押しはしています。志賀の法人のほうも、話は聞いていると。地権者の方も、新幹線の安全のためということであれば、今のところ反対している方はいらっしゃらないとは聞いていますが、丁寧に進めるようにと、こちらからは繰り返し確認をしていきたいと思います。

議 長 よろしいですか。ご理解いただけましたか。

長田(幸浩)委員 はい。

議 長 ほかにご意見などありませんか。

(「なし」の声)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、岩沼農業振興地域整備計画の変更については、特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。よって、議案第3号、岩沼農業振興地域整備計画の変更については、特に意見なし、として答申することに決しました。

議 長 日程第9、議案第4号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局から説明願います。

渡辺事務局長 議案書の15頁および別冊の農用地利用集積計画案をご覧ください。農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき農用地利用集積計画案を作成いたしましたので、審議を求めるものでございます。今回は、利用権設定が3件、9筆で、合計面積は10,719㎡、所有権移転が1件、1筆で、面積は5,475㎡でございます。受け手となる方は、改正前基盤法第18条第3項の要件を満たしており、農地の集積を図るため、権利の設定・移転等行うものでございます。なお、今回のこの農用地利用集積計画の公告は、2月29日を予定しております。以上でございます。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、初めに、利用権設定3件について、一括して審議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長 ご異議なしと認めます。それでは、今回の利用権設定3件について、質

- 疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。
 (「なし」の声)
- 議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第4号、農用地利用集積計画の利用権設定3件について、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。
 (挙手多数)
- 議 長 挙手多数であります。よって、利用権設定の3件については、計画案のとおりとすることに決しました。続いて、所有権移転1件について審議いたします。先程、事務局から説明がありました所有権移転1件について、質疑・ご意見をいただきます。ご意見のある方は挙手願います。
 (「なし」の声)
- 議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第4号、農用地利用集積計画の所有権移転1件について、計画案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。
 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。よって、議案第4号、農用地利用集積計画の所有権移転の1件については、計画案のとおりとすることに決しました。
- 議 長 日程第10、議案第5号、令和6年度岩沼市標準農作業料金について、を議題といたします。事務局から説明をします。別紙の令和6年度岩沼市標準農作業料金について、をご準備ください。
- 橘 川 係 長 議案書の15頁、及び別紙の議案第5、令和6年度岩沼市標準農作業料金について、をご覧ください。昨年12月20日及び本年2月15日に標準農作業料金検討会を開催し、農協、農業共済組合、県亘理農業改良普及センター、農業委員の代表からの意見を聴取し、その結果を踏まえ、農業委員会の総会で審議するところでもあります。令和6年度の作業料金につきましては、一般農作業料金を除く作業について、令和5年度の料金から5%値上げをする予定となっております。金額の変更理由と致しましては、昨今の資材価格等の高騰分を考慮したものとなっております。また、刈取りの一貫作業及びコンバインについては、30aの区画で料金を分けておりましたが、こちらについては、ほ場整備事業の状況が完了している状況から、30aの区画の区分を廃止しております。なお、今回の配布につきましては、議案第5号の後ろに、配布用ということで用紙を付けさせて頂いております。そちらの方を、農協の実行組合を通じて配布させて頂く予定になっております。以上でございます。
- 議 長 只今の事務局からの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見

等のある方は、挙手願います。ございませんか。

(「なし」の声)

議

長

ないようですので、お諮りいたします。議案第5号、令和6年度岩沼市標準農作業料金について、は原案のとおりとすることにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

議

長

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号、令和6年度岩沼市標準農作業料金については、原案のとおりとすることに決しました。

議

長

本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第2回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。ご起立願います。ご苦労さまでした。

(一同 礼)

午後2時52分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長(会長) _____

委員 4番 _____

委員 5番 _____